

当薬局の行っているサービス内容について

※以下の内容につきましては、令和6年6月時点の調剤報酬に基づいて作成しております。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料 3-イ	当薬局は調剤基本料 3-イの施設基準に適合する薬局です
後発医薬品体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 3	後発医薬品調剤体制加算 3の「施設基準（直近3か月の後発医薬品の数量割合 90%以上）」に適合する薬局です
調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者さまやご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります
服薬管理指導料	患者さまごとに作成した薬剤服用歴をもとに、処方されたお薬に重複や相互作用、アレルギーのリスクがないかを確認しています。その上で、薬剤情報提供文書を用いて、お薬の正しい服用方法や注意点についてご説明しています。また、お薬をお渡しする際には、患者さまの服薬状況や体調の変化、残薬の有無などを確認しながら、適切にお薬を使用していただくために必要な情報を丁寧に伝えしています。薬をお渡しした後も、服薬中の体調の変化や服薬状況について継続的に確認を行い、必要に応じて追加の説明やアドバイスを実施しています
医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療DX推進体制整備加算	当薬局は以下の基準に適合する薬局です ・オンラインに寄る調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制 ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療 DX 推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置
無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算	該当薬局では2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え（他の施設と共同利用する場合を含む）、注射剤薬等の無菌的な調剤を行います

特定薬剤管理指加算 2に関する事項

特定薬剤管理指加算 2 の施設体制基準は以下の通りです。また、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

特定薬剤管理指加算 2

- ・ 保険薬剤師の経験 5 年以上の薬剤師が勤務
- ・ 患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制
- ・ 麻薬小売業者免許の取得
- ・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年 1 回以上）

上記表中の点数は全て 1 点＝10 円です。

